



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3161 号 2016.8.2 発行

AIは雇用を奪うか？ その時、私たちの暮らしは？ 人工知能時代の経済を問う！——『人工知能と経済の未来 2030年雇用大崩壊』

井上智洋× 飯田泰之

シノドスジャーナル 2016年8月1日

『人工知能と経済の未来 2030年雇用大崩壊』は、世界中の労働者が不安に思っている疑問に答えます。著者は、マクロ経済学の観点から人工知能（AI）が経済・社会に与える影響について研究している井上智洋氏。今回は、駒澤大学経済学部で同じポストの前任者という間柄であり、コメンテーターとしても活躍する飯田泰之氏とのスペシャル対談が実現しました。いま最も注目される経済学者による白熱議論をお楽しみください！（本の話

WEB「AIは雇用を奪うか？ その時、私たちの暮らしは？ 人工知能時代の経済を問う！」より転載）（聞き手「本の話」編集部）

「社会はどう変わるのか？」まで論じた本

飯田 井上さんにしか書けない、すごく面白い本だと思いました。推薦文にも「人工知能によって経済は、社会は、政治はどこに向かうのか？ 未来を知るための必読書」と書きましたが、やはり本書の最大の特徴は、人工知能（以下 AI）によって「社会がどうなるか」「そしてどのような経済政策が必要になるか」まで突っ込んで論じた点だと思います。

井上 ありがとうございます。飯田先生とは駒澤

大学での前任・後任という関係で、普段からお世話になっていますが、今日もよろしくお願ひします。

飯田 いま、AIについては、極端な二つの議論に分かれてしまっていると思うんです。一つは、開発当事者である技術者・研究者の方が書かれる「AIの発展によって未来はバラ色になる」という楽観論。もう一つは、人文系の先生方による「AIの技術的問題についてはよくわからないけれど、とにかくひどいことになりそう」という悲観論（笑）。で、その二つの間を繋ぐものがないんですね。

ビジネス書ジャンルも「インダストリー4.0が起きる！」という煽りで、企業の個々の事例を積み上げて、経済は成長する、などと書きますが、個々の事例集では社会の全体像は見えません。ある企業の収益が大きくなっても、社会全体は失業者だらけかもしれませんからね。この本はそうした論壇に一石を投じる意味もあると思います。

井上 実は本書が生まれたきっかけは、飯田先生が主宰するWEBメディア「シノドス」に、「機械が人間の知性を超える日をどのように迎えるべきか——AIとBI」という記事を書いたことだったんです。それを読んだ文春新書の編集者の方が執筆を依頼してきたんです。

飯田 そんなご縁もあったんですね。シノドスが目指すことの一つが気鋭の論者の紹介なのでうれしい限りです。ともあれ、井上さんが情報系の学部を出て、元IT技術者としてAIに携わり、その後マクロ経済学者になったという異色の経歴が、この本を書かせたとも



言えます。

AIによる失業は起きるのか？

井上 本論に入りますと、AIの発達において2030年に汎用AIが登場するという前提に乗ると、それから15年後の2045年くらいには人口の約1割しかまともに働いていない未来も有り得ます。汎用AIは人間並みの知性を持ちますから、それを搭載したロボットは人間とほぼ同様の労働を担い得ると考えられます。

私は、特定の作業に特化した「特化型AI」であれば、まだ人間の優位性は残っているんです。iPhoneの「Siri」とか、囲碁AIの「アルファ碁」とか最近では特化型AIの活躍が目覚ましいですが、特化型AIがもたらす失業は限定的です。しかし、汎用AIが登場すると状況は一変する。

飯田 そうそう。もしこれらの実用化がもっと進むと、ラッダイト運動（産業革命時にイギリスで起きた機械破壊運動）のようなことも起きるかもしれません（苦笑）。1930年代に、ケインズは「100年後には1週間に15時間働けばいい時代が来る」とユートピア的な予言をしていました。これから特化型AIの時代が来た瞬間、この予言は当たったことになることでしょう。

ところが、あつという間に、汎用AIによって15時間働くどころか、ごく一部の人が1時間働けばそれでよし、他の人は全員失業というディストピア的世界になりかねない。そうなるとこの予言は大外れということになる。

「技術的失業」は解消されるか？

井上 技術の進歩によって労働を機械に奪われるのが「技術的失業」という状態ですが、AIの普及による失業について、飯田先生はどう思われますか？ 技術的失業が生じても、他の業種業界に「労働移動」すれば良いと一般に経済学は考えてきました。しかし、技術的失業をこうした「摩擦的失業」としてのみ解釈すべきではないというのが、一般の経済学とは異なる私独自の見解なのですが。

飯田 技術的失業は必ず生じます。問題はその失業が長期化するか否かです。このような業種業界を移動することのハードルによって生じる失業は摩擦的失業と呼ばれます。しかし、私は本来「摩擦的失業」という概念はあまり有用ではないと思うんですよ。景気が良ければ職は結構みつかる。

好例が三池炭鉱と夕張炭鉱の閉山です。同じように失業者は出ましたが、高度成長期に起きた三井三池争議の場合、比較的スムーズに職の移転が進んでいました。それに対し、短期的に遅れて不況期に入ってしまった夕張などは失業が大きな社会現象になった。景気のよし悪しで「摩擦的失業」はその深刻度がまるで変わってしまう。

井上 なるほど。そうするとやはり、技術的失業に対してもマクロ経済政策、つまり景気を良くするような政策が有効に作用するというわけですね。私は技術的失業に対処するためには、金融政策によってマネーを増大させ、ゆるやかなインフレ状態を作り出すことが必要だと本の中で書いていたのですが、そこについてはいかがでしょうか。



飯田 同感です。企業も個人も、ローンや奨学金などの「負債」を持っています。デフレになると、負債が増えてしまうから、そうそう仕事を辞められない。インフレになっていけば、負債を気にせずみんなが安心して別の産業に移ることが出来る、または起業もしやすい。だから金融政策や財政政策が重要なんです。

特に金融政策は必須のビタミンみたいなものですよ、足りなくなると死んじゃうっていう。一方で、終わっていく産業にやみくもに失業者手当とかを出しちゃうと、成長を阻害してしまうと思います。

井上 むしろ転職に補助金を出すとか、労働移動したほうが得をするという政策にしない

といけない、ということですね。

ベーシックインカムという新しい社会保障

飯田 そういった、あらゆる手段を講じて、いずれ、汎用 AI による大失業時代は来る。そのとき、社会保障政策としてベーシックインカム（以下 BI）を導入するしかない、という考え方は非常に面白いですし、本書でも細かく分析されていますね。

井上 実は、「AI 時代には BI が必要だ」って言い出したのは、自分で言うのも何ですが、多分私が最初だと思うんです。「ようやく時代が自分に追いついてきたな」なんて……（笑）。

飯田 「AI には BI」って語呂がいいですね（笑）。政府が生活保護費を出す人と出さない人の選別をするようなコストのかかるやり方をとらず、無条件に国民全員に一定の手当てを配るのが BI です。

財源を累進性の高い所得税課税増税にすれば、所得の低い人はもらう BI の方が多くなるし、所得の高い人は持ち出しが多くなってバランスがとれる、ということも本書では出てきていました。これは、技術進歩の果実をみんなで共有するという考え方で、ちょっと社会主義的ですけど、まあいまさら社会主義なんて復活しないでしょうからいいかもしれません。

井上 いえ、意外とそうでもないんですよ（笑）。AI 研究者の間では、いま、社会主義がホットです。AI=ロボットが作ってくれた品物がタダでお店に陳列されているイメージですね。しかし、そのお店が国有である場合、ソ連邦や東欧と同様の失敗が繰り返されるのではないかと私は思っています。やはり、AI が高度に発達しても、民間企業が営利で経営しないとうまくいかないのではないかと。そうやって儲けた民間企業やそれを所有する株主に税金を課して、BI のような再分配を実施した方が効率的でしょう。

それは未来の話ですが、今でも私は生活保護や失業手当をやめて、BI に統一した方がいいと思っています。ただ、今だったら、みんなが贅沢できるような給付額にしたらうまいかな。月 7 万円くらいの保障にしておいて、あとは自分達で稼ぐ、というのが良いと思っています。というのも、一口に「財」と言っても、見栄のためにレクサスを買うというような「地位財」なんかもあるので、そういうものの購入まで政府が保障する必要はないと思います。

飯田 ただ、最近スイスでは BI 導入が国民投票で否決されましたね。

井上 スイスはいきなり月 30 万円くらいから始めようとしたから。いくらスイスは物価が高いからといっても、30 万円の給付額は高すぎます。それに、それで財政破綻してしまったら、BI のシステム自体に疑問を持たれてしまうかも知れませんが、否決されて良かった気がします。もっと少ない給付額から始めたり、人や地域を限ってやったりして、少しずつ前進するのがいいと思いますね。

飯田 1 万円なり 2 万円くらいの少額を配ってみるなどして、国民が実体験としてやってみることから始めるのがいいのかもしれない。

経済成長は可能なのか？

井上 本書でも強調しているのですが、汎用 AI の技術において日本が世界で先行できれば、第四次産業革命を制することが出来ると思います。私のいう“第二の大分岐”で、勝ち組の曲線に乗って経済成長することが可能になります。そのためには、科学技術分野で日本が頑張ることが絶対条件です。

それなのに、東大はアジアの大学ランキングで 1 位から 7 位まで下がり、危機的な状況です。「20 年後にはノーベル賞受賞者がゼロになる」と言う人もいます。

飯田 このままでは、アメリカがまた AI 技術のヘゲモニーを握り、日本はそのおこぼれに与るのが精一杯の状況になる。富もすべてアメリカに吸い上げられて、日本はアメリカからベーシックインカムを恵んでもらう立場になるかもしれない。ここをうまく切り抜けた



ければ、待ち受けているのはディストピアです。

そのためにはAI研究に突き進むしかありませんが、研究とは「予算をつければ、成果も付いてくる」という議論があります。

井上 だから、日本では、もっと研究者に時間とお金を与える必要があります。特に理系の優秀な研究者が多過ぎる雑務に悲鳴をあげている状態では、日本の科学技術に未来はありません。それに政府が「産業政策」を実施しなくて、直接的な生産活動は市場に任せていけば良いと考えることはできますが、政府が「イノベーション政策」を実施せずに、研究開発を市場に任せているだけでは十分な量の科学技術は生み出されません。民間に任せていても街灯がほとんど立てられないで真っ暗なままなのと一緒にです。

技術は世の中に広く伝搬していったらみんなを豊かにする「公共財」であるという考え方が重要です。研究開発に対する予算を増やさなければ、日本の行き先は街灯のない道と同様に真っ暗です。こういった面でのケチ臭さが、日本をどんどんダメにしている。

飯田 諸外国は科学技術振興予算をどんどん増やしていますからね。

井上 日本の未来はディストピアでしょうか？

飯田 日本の場合は少子高齢化で、働き手が圧倒的に足りなくなっていますから、逆にAI失業時代には“チャンス”だと考えています。

例えば、高度成長期に産業用ロボットで日本が世界一になれたのも、日本国内が人手不足だったからです。必要があったから進歩があった。イギリスで産業革命が起きたのも、当時のイギリスは実質賃金が他の国より高く、人を雇うより機械を買ったほうがコストが安かったからだという説もあります。

日本は世界に先駆けて労働力不足に陥るから、そこにAI開発のモチベーションを高めるチャンスがある。ただし、これは“ラストチャンス”です。

井上 AI時代をサバイバルするには、研究開発の競争に乗り遅れないことが重要だ、ということ、いくら強調しても足りないですね。

人工知能と経済の未来 2030年雇用大崩壊 (文春新書)

著者/訳者: 井上智洋 出版社: 文藝春秋 (2016-07-21) 定価: ¥ 864
Amazon 価格: ¥ 864 新書 (256 ページ) ISBN-10: 4166610910
ISBN-13: 9784166610914



飯田泰之 (いいだ・やすゆき) マクロ経済学

1975年東京生まれ。エコノミスト、明治大学准教授、シノドスマネージング・ディレクター、財務省財務総合政策研究所上席客員研究員。東京大学経済学部卒業、同大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。著書は『経済は損得で理解しろ!』(エンターブレイン)、『ゼミナール 経済政策入門』(共著、日本経済新聞社)、『歴史が教えるマネーの理論』(ダイヤモンド社)、『ダメな議論』(ちくま新書)、『ゼロから学ぶ経済政策』(角川 One テーマ 21)、『脱貧困の経済学』(共著、ちくま文庫) など多数。



井上智洋 (いのうえ・ともひろ) マクロ経済学

早稲田大学政治経済学部助教。慶應義塾大学環境情報学部卒業、早稲田大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。2012年4月から現職。博士(経済学)。専門はマクロ経済学、貨幣経済理論、成長理論。著書に、『新しいJavaの教科書』、『リーディングス政治経済学への数理的アプローチ』(共著) などがある。

骨粗しょう症早期診断に道 骨溶かす場面、長時間観察成功

共同通信 2016年7月31日

骨粗しょう症や関節リウマチの発症に関与する「破骨細胞」が、生きたままのマウスの

体内で骨を溶かす場面をリアルタイムで長時間観察することに大阪大の菊田順一助教（免疫学）らのチームが成功し、31日までに米科学誌電子版に掲載された。

破骨細胞は骨の形成とバランスを取りながら古い骨を分解する役割を担うが、過剰に働くと骨粗しょう症や関節リウマチを起こす。どう働いているかを迅速に把握することで、早期診断や新たな治療薬の開発に役立つ可能性があるという。

歴史的価値高い奈良の刑務所 ホテルなどの再利用目指す



NHK ニュース 2016年7月31日
法務省は、来年3月末で閉鎖される奈良市の奈良少年刑務所について、明治時代の建設で歴史的価値も高いことから、建物の運営権を民間企業などに売却し、ホテルや博物館などとしての再利用を目指すことになりました。

奈良市にある奈良少年刑務所は、明治政府が全国5か所に建設した「五大監獄」の一つで、重厚な赤れんが造りの門や受刑者の収容棟などが建設当時のまま、今も使われていますが、老朽化に伴い、来年3月末に閉鎖されることになっています。

法務省は刑務所の建物の歴史的な価値が高く、地元の住民などからも保存を求める声が上がっていることから、建物を取り壊さず保存することにしていて、具体的な使用方法を検討してきました。

その結果、建物の運営権を民間企業などに売却し、再利用してもらうことを決めました。法務省は、ホテルや博物館などとして利用してもらいたいとしており、年内に売却する企業の募集を始め、来年度中には事業者を決定することとしています。

「認知症800万人時代 認知症の人とその家族をどう守るか？」 支え合える社会に

毎日新聞 2016年7月31日

シンポジウム「認知症800万人時代 認知症の人とその家族をどう守るか？」（毎日新聞社、大阪司法書士会、成年後見センター・リーガルサポート大阪支部主催）が10日、大阪府中央区朝日生命ホールで開かれた。認知症の人が関係する車や鉄道事故などの問題を専門家が報告し、参加者は熱心に耳を傾けていた。【中川博史、写真・中山和弘】

国立長寿医療研究センターの荒井由美子部長が基調講演で、認知症高齢者が車を運転する危険性や家族のサポートについて説明。新潟大学法学部の上山泰教授が、線路内に立ち入って列車にはねられた認知症の人の遺族に鉄道会社が損害賠償を請求した訴訟を例に、家族の責任の範囲などについて解説した。

続いて、大阪司法書士会の中谷豊重会長▽公益社団法人「認知症の人と家族の会」の高見国生代表理事▽上山教授—によるトークセッションがあり、成年後見人制度などについて意見を出し合った。コーディネーターは、リーガルサポート大阪支部の佐田康典副支部長。また、保護されたのに名前が分からず、身元不明者として扱われた認知症男性「太郎さん」を巡る問題を取り上げ、新聞協会賞を受賞した毎日新聞東京本社社会部の銭場裕司記者と「太郎さん」の成年後見人を務めた大阪司法書士会の山内鉄夫名誉会長が対談。認知症で行方不明になった人を見つけるシステム作りの重要性について話し合った。

◆トークセッション

徘徊、家族は防ぎきれない
弾力運用できる後見制度に

—認知症 J R 事故訴訟の結果をどう受け止めましたか。

高見 1 審判決では家族が賠償を求められ、大変なことになったと思いました。徘徊（はいかい）は防ぎきれないんです。家族の会は、判決の取り消しを求める見解を發表しました。

一部には「認知症の人が車を運転していて誰かにけがをさせても、家族に責任はないのか」と言う人がいますが、私たちが問題にしたのは、あくまでも今回の鉄道事故に限ってです。そもそも、交通事故で車にはねられた人に対し、車の修理代などを請求するなんてあり得ません。

介護している家族が徘徊を防ぎきれないのと同じように、鉄道会社も、認知症の人が踏切に入るのを全て防げるわけではありません。双方が防げないなら、社会的な救済制度が必要。最高裁が「家族に責任はない」と判断したのは評価していますが、さらにそこまで踏み込んだ判決を出してほしかったです。

中谷 1、2 審判決では、成年後見人が本人の法定監督義務者に認定され、正直、まずいなど感じていました。最高裁が監督義務者ではないと判断したので、ホッとしています。また、2 審の名古屋高裁判決が民法の相互扶助義務を根拠に妻の賠償責任を認めたことには違和感があったので、最高裁判決は妥当ではないかと思っています。

上山 日本ではなぜ家族は特別と捉え、肩代わりさせるのかといえば、民法が古い考え方に基づいているからです。つまり、家族には家長がいてグループを形成している。だから身内が他人に迷惑をかけたなら家長が責任を負う。家族の財布も一つだから、その財布から損害を弁償する—という考え方です。

しかし、これは時代に合っていません。成年後見の分野を見ても、親族が後見人になるケースは減少し、司法書士や社会福祉士らの選任比率が高まっています。「家族は特別」という理屈は、通用しなくなっています。

鉄道会社が事故に対し、保険をかけるということも考えなければならないでしょう。リスクを分散して、複数の解決法を組み合わせる必要があります。

—どうすれば認知症の人や家族が安心して生活できるでしょうか？

高見 認知症のことを知り、特殊性を理解することです。認知症の徘徊を想定していない法律に現実の問題を当てはめようとするから、無理があるんです。最高裁は「普通に介護していれば家族に責任はない」と判断してくれたと受け止めています。一方、被害が救済されないのも困ります。社会として救済制度が必要です。介護保険の中で手当てしていただくなど何らかの方法があるのではないのでしょうか。

中谷 認知症高齢者の加害事故は、超高齢化社会が抱えるリスクだと考えるべきだと思います。確かに賠償は公的給付、例えば介護保険などで手当てする新しい制度が必要でしょう。

—成年後見制度利用促進法が成立し、関連して民法が一部改正されました。

中谷 本人宛ての郵便物を後見人に転送できるようになりました。税金の納付など、後見業務をするうえで大事な情報を知ることができますが、一方でプライバシーの確保のために、より慎重な取り扱いが求められます。また、本人が亡くなった後の入院費用の精算や火葬は後見業務ではなかったのですが、法的な裏付けができました。

上山 よい点は、民法を所管する法務省だけでなく、さまざまな省庁が関係してくることで、後見制度を改革していくための統一した仕掛けになることだと思います。不十分な点は、一般市民が後見人になるのを推進しながら、国や自治体が直接サポートする公的後見の考え方が欠けていることです。公的後見は最後のとりででなければならぬので、議論が必要です。

高見 法律的な知識がある人がサポートしてくれるのはいいのですが、家族の中がうま

くいってれば本来、後見制度はいらないと思っています。制度面の充実と同時に、後見人の質を高めていくことが大切です。

上山 後見人という枠組みにとらわれず、地域全体でサポートするシステム作りが大切だと考えています。

中谷 確かに、一つの用件だけをサポートしてほしいのに、本人が亡くなるまで継続する後見制度は、硬直的で使いにくいという声も聞きます。スポット的に後見するといった弾力的な運用ができないかなど、制度面の見直しも提言していきたいと考えています。

■講演

◆「認知症高齢者の自動車運転 認知症高齢者の安全と安心のために」 国立長寿医療研究センター・荒井由美子部長

本人の安全確保、受診を

認知症の人が事故を起こす確率は同年齢の健常者に比べて2・5～4・7倍という海外の研究報告があり、認知症の人が車を運転することには危険が伴うことがあります。しかし、ご家族が不安に思っている、ご本人が「自分の運転は大丈夫だ」と感じることも多く、あつれきが生じることが多いのが実情です。

認知症だと分かれば、ご本人の安全確保のために、すみやかに運転を中止すべきですが、現実には難しい場合があります。

私どもは、困っておられる家族介護者の役に立つ具体的な情報を提供することを目的として「認知症高齢者の自動車運転を考える 家族介護者のための支援マニュアル 認知症高齢者の安全と安心のために」を作成しました。このマニュアルには（1）認知症の原因疾患別の運転行動（2）自動車の運転に関する法律（3）一般の方に対する意識調査の結果（4）運転をやめた時に利用できる各種外出支援サービス、および事例紹介などを盛り込みました。

運転しているご家族が認知症かもしれないと思ったら、まず、ご本人の安全を確保してください。次に、早めに受診し診断を受けることが大切です。さらに、ご本人にとって「運転」の意味するものは何かを知り、代替移動手段をはじめとする必要な支援を確保することが大切です。このマニュアルは、私どもの長寿政策科学研究部のホームページ（<http://www.ncgg.go.jp/department/dgp/index-dgp-j.htm>）から無料でダウンロードできます。

◆「愛知県大府市の認知症J R事故訴訟について」 新潟大学法学部・上山泰教授
損害リスクの分散必要

今年3月に最高裁が出した「家族に損害賠償の責任はない」との判決で、認知症の家族が肩代わりの責任から解放され全ての問題が解決したと思うかもしれませんが、大きく見て、二つの課題が積み残されていると思います。

民法は、認知症に限らず本人の判断能力が不十分な場合、損害賠償の責任を負う法定監督義務者を定めています。最高裁は、今回の場合の家族は、それには当たらないと判断しましたが、本人との親族関係の有無やその濃淡、介護の実態などを総合的に考慮して、本人を実際に監督できる人は準法定監督義務者に当たり、責任が問われる、という例外ルールを示しました。

これでは、熱心に介護すればするほど、責任を負わされる可能性が高くなります。しかも、準法定監督義務者かどうかは事前には分からず、何か問題が起きてはじめて決まるのです。

もう一つは、認知症の人が車を運転して事故の加害者となり、被害者が一般の市民だった場合を考えてみてください。加害者にも家族にも損害賠償責任がないとなると、最終的に、被害者側は泣き寝入りせざるを得なくなってしまうという点です。

今の民法はどちらに転んでも理不尽になってしまいます。本人の責任は問えず、家族に責任を負わせるのも酷。しかし、被害者をそのままにしておけない。そういった法的に誰のせいとも言えない事故の場合、社会保障制度を整え、損害リスクを分散させるしかない

と思います。

論説：在宅医療 市町が主体的に関わりを

2 佐賀新聞 016年08月01日

自宅で亡くなる「在宅死」の割合に地域差があることが明らかになった。このほど数値を公表した厚生労働省は、在宅医療の受けやすさなどが影響したとみて、自宅での「看(み)取り」ができるよう環境整備を進める。しかし、住み慣れた自分の家で終末期を過ごすには、まだまだ課題は多い。

厚労省が公表した全市区町村別の集計によると、人口20万人以上の都市で約3倍、人口5万人以上20万人未満の中規模自治体では5倍近い開きがあった。

佐賀県の自治体で在宅死の割合が最も高いのは鳥栖市の19・5%、最も低いのは上峰町の2・0%だった。

これだけの差が出た原因は、一般的に在宅看取りを支える訪問診療のマンパワーの違いや、自治体の取り組みの濃淡があるとされる。しかし、特に大都市部では誰にも看取られることがない孤独死も含まれたりしており、在宅死の内容も見極める必要がある。佐賀県によると、いろいろな要素が絡んでいて、差が出た原因はまだはっきり分からない部分が多いという。

もともと佐賀県は在宅死の割合が全国で最も低い県の一つ。病院や診療所など施設内での死亡率は全国トップクラスだ。人口当たりの病床数が全国平均値より高く、入院環境が整っていることも、自宅での死亡が少ない理由とみられる。

厚労省の全国調査では6割の人が「自宅で療養したい」と答えているが、家族へ負担をかけたくないと考えたり、容体急変時の対応などがネックになって在宅医療はあまり進んでいない。

しかし、高齢化を背景にこれから多死社会を迎え、在宅医療が受け皿にならなければ、医療・介護難民を生じかねない。国は診療報酬を手厚くするなどして在宅医療を推進してきた。住んでいる地域に、担い手になる在宅医がいるかどうか大きなポイントだ。

一般家庭に向け在宅医療のイメージが浸透していないことも、進まない要因になっている。「がんの末期の人が家で療養するのは大変」という考えが強く、まだまだ特殊な人が頑張っているという見方をされている。知らない不安が壁をつくっている。

在宅医は、容体が急変した際に受け入れてもらえるバックアップ病院と連携しているし、看護師、薬剤師、介護スタッフらを含めてチームをつくり在宅ケアを支える態勢が整備されつつある。病院か在宅かの二者択一ではなく、「ときどき病院、ときどき在宅」といったケースもあっていい。

2015年度から、在宅医療と介護の連携推進が市町村事業となった。3年の経過措置はあるが、県や医師会だけでなく介護保険を運営する市町村の責任は重い。

佐賀県内の医師会は診療所やバックアップの病院を連携させ、県内に在宅医療の受け皿となる35のグループをつくっている。市町は地域内の在宅医や介護事業所との間の仲介をしたり、住民にそうした在宅医療の資源があることを積極的に知らせることを強化していく必要がある。今後は、より主体的な関わりが求められる。

関係者で住民の信頼感を高め、安心して地域に戻れる、質の高い充実した終末期ケア体制づくりを急ぎたい。(横尾 章)

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

